

////////////////////////////////////

CRDB からのお知らせ

- ★ 新「化粧品監督管理条例」昨日公布、2021年1月1日より施行
- ★ 新型コロナ禍による中国化粧品市場への影響と今後の見込み
- ★ 続発する「怪現象？」－ 中国化粧品輸入、販売の管理現状を巡って
- ★ 【緊急開催 中国化粧品新制度セミナー】について

////////////////////////////////////

新型コロナ禍の影響はまだまだ続きそうですが

皆様いかがお過ごしでしょうか。

中国法規制許認可コンサルファーム・P&D パートナーズ株式会社です。

昨日・6月29日、中国国務院より新「化粧品監督管理条例」

(以下は新条例と略称します)が遂に公布されました。

中国現行の化粧品と化粧品原料の管理制度は、

新条例の公布と実施により、実に30年ぶりに大幅変更となります。

皆様の中国化粧品事業の展開に大きな影響を与えるのは確実です。

弊社はこの新条例による制度が実際に動き出す前に、

中国における化粧品事業をスムーズに展開するために、

皆様にどのように対応して頂くかご案内する、

【緊急開催 中国化粧品新制度セミナー】を開催しますのでご期待ください。

本日のお知らせでは、新型コロナウイルスの発出によって、中国化粧品市場で

どんなインパクトがでてきているのか、中国における市場展開において

クリアしなければならない化粧品・化粧品新原料の許認可審査管理に対して

どんな影響があるのか、についてもご紹介していきます。

その上で、弊社が開催予定の最新の中国化粧品、化粧品新原料の許認可制度の

【緊急開催 中国化粧品新制度セミナー】において、どんな点をお知りになりたいか、

皆様のリクエストを募集させていただきます。以下のアドレスにお送り願います。

[info@pandd.jp](mailto:info@pandd.jp)

=====

■ 「化粧品監督管理条例」6/29 公布、2021年1月1日より施行

---

昨夜、中国国務院のウェブサイトで、中華人民共和国国務院令第 727 号として「化粧品監督管理条例」の公開と実施について公布され、同時に「化粧品監督管理条例」の全文が公開されました。

中国化粧品の管理制度において、国務院公布の「化粧品監督管理条例」は最高の行政法律として位置づけられており、現行の「化粧品衛生監督管理条例」の代替法規制として、化粧品と化粧品原料分野で遵守が求められます。新条例は、全 6 章八十条で構成され、中国化粧品と化粧品新原料の定義から分類、化粧品と化粧品新原料の生産、輸入、販売において、その許認可、製造と経営の管理、監督と指導、法的責任及び罰則について、詳細に規定されています。

皆様がご関心を持っている化粧品の分類に関してですが、現行の「非特殊用途化粧品」と「特殊用途化粧品」の区分については、新条例では「普通化粧品」と「特殊化粧品」とに改定されています。

関連して、現行の 9 種類の「特殊用途化粧品」は、新条例によって、「髪染め用」「パーマ用」「シミ除去美白用」「日焼止め用」「脱毛防止用」「新効能を訴える化粧品」の 6 種類の特殊化粧品と変更されました。

ご存知のとおり、現行制度の非特殊用途化粧品は、髪用類化粧品、スキンケア類化粧品、メイク類化粧品、爪用類化粧品、芳香類化粧品、と規定されていますが、新条例では「特殊化粧品」以外の化粧品は全て「普通化粧品」として類別されています。

注目情報は、この新分類に従って、備案（届出）と登録の手順、要求と基準などが改めて要求されることになる点です。

新条例では、化粧品新原料と化粧品の登録、備案（届出）の許認可を申請する前に、登録者又は備案（届出）者は、自社或いは専門的な機構に委託して、安全評価を受けなければならない、と明確に求められています。

この要求は、今までの現行制度の中に全くないもので、多方面で影響が予想されます。

新条例では、越境 EC も含め化粧品のネットショップ販売にも規制されています。新条例は来年の 1 月 1 日から施行することになりますが、

この前に既に登録許可を取得している育毛用、脱毛用、バスト美容類（美乳）用、ボディケア類（健美）用、消臭類用の化粧品については、施行日より5年間の猶予期間を設け、猶予期間内に上記の製品は継続的に製造、輸入と販売ができますが、それ以後は、これらの製品の製造、輸入と販売はできなくなります。

新条例の全文和訳は弊社が運営している中国製品規制データバンク（CRDB）  
<http://www.crdb.jp/> より近日に会員向け公開します。

新条例の詳細説明及び皆様の対応策などについては、弊社7月末開催予定【緊急開催 中国化粧品新制度セミナー】でご紹介いたします。

---

### ■ 新型コロナ禍で中国化粧品市場の動態—快速に販売復調

---

新型コロナウイルス感染拡大は、中国の化粧品市場にも大きな影響を与えています。中国国家统计局の統計によると、今年1～5月の全国化粧品の小売販売額は1,149億元（日本円で約1兆9千億5百万円）で、前年同比4.9%減少となりました。しかし、5月の化粧品小売販売額は270億元（日本円で約4,590億円）で前年同期比12.9%という大幅増の逆転となっています。全体的に見ますと、化粧品の販売は既に回復していて市場拡大が始まっているようです。

中国ではコロナ禍によって隅々まで打撃を受けていましたが、化粧品を含める日用品の流通販売においては、消費需要の旺盛によって、著しい落ち込みとは言えません。本年2月より厳しい外出禁止措置の全面実施により、店舗化粧品販売額は大幅に減少した一方、中国社会に浸透しているインターネット通信販売の化粧品販売量が5月から大幅増加の伸びを見せました。特にゴールデンウィーク期間、5月20日（発音が中国語の「我愛你（ウオ・アイ・ニー/あなたを愛しています）」に似ているところから、現代中国式バレンタインデー）、6月18日（EC2 大巨頭、京東（ジンドン）の創業祭）等のECプラットフォームによる大型セールイベントでは、化粧品の販売量が、例年の類似イベントより大幅に伸び結果が出ています。

本資料は参考資料として、ピーアンドディーパートナーズ  
株式会社が翻訳したものであり、無断複製・転載を禁止する



---

中国化粧品市場の最新動向と今後の見込みについては、  
弊社 7 月末開催予定の【緊急開催 中国化粧品新制度セミナー】でご紹介いたします。

.....  
.....  
.....